

ー都税についてのお知らせー

6月は固定資産税・都市計画税第1期分の納期です (23区内)

固定資産税・都市計画税(23区内)の納税通知書は、6月3日(月)に発送します。
なお、郵便局の配達状況により、発送からお手元に届くまで1週間程度かかる場合がございます。

＜納期限＞ 令和元(2019)年7月1日(月)

＜ご利用になれる納付方法＞

- ① 金融機関※¹・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口
- ② 口座振替※²
- ③ コンビニエンスストア※³



＜利用可能なコンビニエンスストア＞

くらしハウス コミュニティ・ストア スリーエイト 生活彩家 セブン-イレブン
デイリーヤマザキ ニューヤマザキデイリーストア ファミリーマート ポプラ ミニストップ ヤマザキスペシャル
パートナーショップ ヤマザキデイリーストアー
ローソン MMK 設置店(コンビニ以外の店舗を含む。ただし、無人端末は除く。)

- ④ 金融機関※¹・郵便局の  (ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング、モバイルバンキング※⁴
- ⑤ パソコン・スマートフォン等からのクレジットカード納付
インターネットの専用サイト(都税クレジットカードお支払サイト)にアクセスし、クレジットカードにより納付することができます(税額に応じた決済手数料がかかります。)
詳しくは、**都税クレジットカードお支払サイト**をご覧ください。

※1 一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。

※2 お申込方法等の詳細は、主税局徴収部納税推進課(03-3252-0955 平日9時~17時)へお問い合わせください。

※3 納付書1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書(バーコードがあるもの)に限ります。

※4 ○  (ペイジーマーク)の入っている都税の納付書に限ります。

○ 領収証書は発行されません。領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。

なお、都では独自に「都税納税確認書」を発行しておりますので、ご希望の方は各都税事務所までご連絡ください。

○ 新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングをご利用する方は、事前に金融機関へのお申込みが必要です。

○ システムの保守点検作業のため、一時的にご利用できない場合があります。

固定資産税・都市計画税の納税には、安心・便利な口座振替をご利用ください。

2019年4月1日からWeb口座振替申込受付サービスがスタートとなり、口座振替の申込みがさらに便利になりました。主税局HPの専用サイトから必要事項を入力することでお手続きできます。詳しくは専用サイトをご確認ください。

Web口座振替申込受付サービス以外による申込みも可能です。口座振替依頼書が必要な方は、主税局HPからダウンロードしていただくか下記お問合せ先までご連絡ください。

＜口座振替の問合せ先＞ 主税局徴収部納税推進課(03-3252-0955 平日9時~17時)

ー都税についてのお知らせー

今年度の固定資産税・都市計画税の軽減措置について（23区内）

項目	軽減の対象	軽減の割合等	申請
商業地等に対する負担水準上限引下げ減額措置	負担水準 ^{※1} が65%を超える商業地等 ^{※2} ※1 負担水準…固定資産税の価格等に対する前年度の課税標準額の割合 ※2 商業地等…住宅用地以外の宅地等（店舗・工場の敷地、駐車場など）	負担水準 65%に相当する固定資産税・都市計画税の税額まで軽減	不要
小規模非住宅用地に対する減免措置	一画地の面積が400㎡以下の非住宅用地 （個人又は資本金・出資金が1億円以下の法人が所有する土地に限ります。）	200㎡までの部分の固定資産税・都市計画税の2割を減免	申請が必要です （申請期限：令和元（2019）年12月27日） 前年度に減免を受けた方で、用途を変更していない方は、新たに申請する必要はありません。
小規模住宅用地に対する軽減措置（都市計画税のみ）	住宅1戸につき200㎡までの土地	都市計画税の2分の1を軽減	不要
税額が前年度の1.1倍を超える土地に対する減額措置	税額が前年度の1.1倍を超える土地	令和元年度の固定資産税・都市計画税の税額が、前年度の税額の1.1倍を超える場合に当該超える額に相当する税額を減額 なお、地積・利用状況等に変更があった場合減額が適用されず、前年度の税額の1.1倍を超えることがあります。	不要
耐震化のための建替えを行った住宅に対する減免措置	昭和57年1月1日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、令和2（2020）年3月31日までに新築された住宅で一定要件を満たすもの（新築マンションを購入した場合も、要件に該当すれば減免されます。）	新築後新たに課税される年度から3年度分について固定資産税・都市計画税の全額を減免（減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。）	申請が必要です 申請期限は新築した年の翌々年（1月1日新築の場合は翌年）の2月末日です。
耐震化のための改修を行った住宅に対する減免措置	昭和57年1月1日以前からある住宅で、令和2（2020）年3月31日までに耐震改修を行った住宅のうち一定要件を満たすもの	改修完了日の翌年度（1月1日完了の場合はその年度）1年度分 [※] について、耐震減額適用後、住宅1戸あたり120㎡相当分までの固定資産税・都市計画税の全額を減免 ※ 住宅が耐震改修の完了前に、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する通行障害既存耐震不適格建築物に該当する場合は2年度分	申請が必要です 申請期限は改修が完了した日から3ヶ月以内です。

【お問い合わせ先】 土地・家屋が所在する区にある都税事務所

耐震化 のための 建替え 又は 改修 を行った住宅に対する 固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）

<減免の対象① 耐震化のための建替え>

昭和57年1月1日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、令和2(2020)年3月31日までの間に新築された住宅

耐震化のための建替えを行った住宅とは、上記に加え、次の要件をすべて満たす住宅です。

- ☑ 新築された家屋の居住部分の割合が当該家屋の2分の1以上であること
- ☑ 建替え前の家屋を取り壊した日の前後各1年以内に新築された住宅であること
- ☑ 建替え前の家屋と新築された住宅がともに23区内にあること
- ☑ 新築された日の属する年の翌年の1月1日(1月1日新築の場合は、同日)において、建替え前の家屋を取り壊した日の属する年の1月1日における所有者と同一の者が所有する住宅であること
- ☑ 新築された住宅について、検査済証の交付を受けていること
- ☑ 新築された年の翌々年(1月1日新築の場合は翌年)の2月末までに減免申請すること

<減免される期間・税額>

新築後新たに課税される年度から3年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税を**全額減免**（減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。）

<減免の対象② 耐震化のための改修>

昭和57年1月1日以前からある家屋で、令和2(2020)年3月31日までの間に建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるように一定の改修工事を行った住宅

一定の改修工事を行った住宅とは、上記に加え、次の要件をすべて満たす住宅です。

- ☑ 耐震改修後の家屋の居住部分の割合が当該家屋の2分の1以上であること
- ☑ 耐震改修に要した費用の額が1戸あたり50万円を超えていること
- ☑ 現行の耐震基準に適合した工事であることの証明を受けていること
- ☑ 耐震改修工事が完了した日から3ヶ月以内に減免申請すること

<減免される期間・税額>

改修完了日の翌年度(1月1日完了の場合はその年度)1年度分*について耐震減額適用後、固定資産税・都市計画税を**全額減免**(居住部分で1戸あたり120㎡の床面積相当分まで)

*住宅が耐震改修の完了前に、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する通行障害既存耐震不適格建築物に該当する場合は2年度分



<減免を受けるための手続き>

①の場合には「固定資産税減免申請書」、②の場合には「固定資産税減額申告書兼減免申請書」に必要事項をご記入の上、必要書類とともに、その住宅が所在する区にある都税事務所まで申請してください。建替えと耐震改修とでは減免申請期限が異なりますのでご注意ください。詳しくは、当該住宅が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

現行の耐震基準の内容や耐震基準に適合した工事であることの証明書の発行等については、建築士もしくは各区役所の担当窓口へお問い合わせください。

—都税についてのお知らせ—

不燃化特区内において不燃化のための建替えを行った住宅 に対する固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）

<減免対象>

不燃化特区内において、不燃化のための建替えを行った住宅のうち、以下の要件を全て満たすもの

<取り壊した家屋>

- 不燃化特区内に所在する
- 家屋の構造が木造又は軽量鉄骨造（2以上の構造がある場合には、木造又は軽量鉄骨造の床面積が総床面積の2分の1以上）
- 不燃化特区の指定期間中に取り壊されている（ただし、住宅を新築した後に家屋を取り壊す場合は、住宅を新築した日から1年以内（令和2（2020）年4月1日から令和2（2020）年12月31日まで）に新築した場合は、令和3（2021）年3月31日まで）に取り壊されている必要があります。）

<新築した住宅>

- 不燃化特区内に所在する
- 耐火建築物又は準耐火建築物
- 検査済証の交付を受けている
- 新築年月日が不燃化特区の指定日から令和2（2020）年12月31日まで
- 居住部分の割合が2分の1以上

<所有者>

- 取り壊した家屋の所有者と新築した住宅の所有者が同一であること（一定の緩和要件があります。）

<減免される期間・税額>

新築後新たに課税される年度から**5年度分**について居住部分の固定資産税・都市計画税を**全額減免**（減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。）

<減免を受けるための手続き>

新築された年の翌々年（1月1日新築の場合は翌年）の2月末日までに申請してください。
詳しくは、新築した住宅が所在する区にある都税事務所までお問い合わせください。

<不燃化特区>

東京都都市整備局のホームページをご覧ください。

—都税についてのお知らせ—

**不燃化特区内において防災上危険な老朽住宅を除却した更地
に対する固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）**

<減免対象>

不燃化特区内において、防災上危険な老朽住宅を除却した土地のうち、以下の要件を全て満たすもの

<取り壊した住宅>

- 区から防災上危険な老朽建築物であると認定を受けていること（※）
- 不燃化特区内に指定された日から令和2（2020）年12月31日までの間に取り壊されていること

<取り壊した後の土地>

- 住宅の取壊しにより、土地の認定が小規模住宅用地から非住宅用地に変更されたこと
- 防災上有効な空地として適正に管理されていると区から証明されていること（※）

<所有者>

- 住宅を取り壊した年の1月1日時点の土地所有者が減免を受けようとする年の1月1日時点において、引き続き所有していること

<減免される期間・税額>

最長**5年度分**、住宅を除却した後の土地に対する固定資産税・都市計画税の8割を減免（小規模住宅用地並みに軽減されます。）

<減免を受けるための手続き>

減免を受けようとする年度の第1期分の納期限（6月30日（土・日・休日の場合は翌開庁日））までに申請してください（毎年申請が必要です）。

詳しくは、当該土地が所在する区にある都税事務所までお問い合わせください。

（※）老朽住宅の認定及び適正管理の証明については各区の担当窓口にお問い合わせください。

—都税についてのお知らせ—

便利な電子申告・電子納税等をご利用ください！

東京都では、現在、法人事業税・地方法人特別税・法人住民税、23区内の事業所税、23区内の固定資産税（償却資産）について、eLTAX（地方税ポータルシステム）を利用した電子申告等の受付を行っています。

東京都で現在利用できる手続きは下表のとおりです。

法人事業税・都民税 地方法人特別税	事業所税 (23区内)	固定資産税(償却資産) (23区内)
電子申告 予定申告 中間申告 確定申告 均等割申告 修正申告 清算確定申告等	電子申告 納付申告 修正申告 免税点以下申告 事業所用家屋貸付等申告	電子申告 償却資産申告
電子申請・届出 法人設立・設置届出 異動届出 延長申請・届出 減免申請 連結承認届出 等	電子申請・届出 事業所等新設・廃止 減免申請 みなし共同事業に関する明細 等	
電子納税 本税 延滞金 加算金 見込納付(確定申告分のみ)	電子納税 本税 延滞金 加算金	



●eLTAXのご利用時間●

【各手続きの受付時間】 平日 8時30分～24時（土・日・休日、年末年始12/29～1/3を除く）

●利用手続きについてのお問い合わせ●

【 ホームページ】 <http://www.eltax.jp/>

エルタックス

検索

【 ヘルプデスク】 0570-081459

平日 9時～17時（土・日・休日、年末年始12/29～1/3を除く）

<申告内容や納税についてのお問い合わせ>

【電子申告、電子申請・届出】 所管都税事務所の各税目担当班

【電子納税】 所管都税事務所の徴収管理班

●国税の電子申告・電子納税等については、

e-Tax ホームページ (<http://www.e-tax.nta.go.jp/>) をご覧ください。



eLTAX イメージキャラクター
エルレンジャー

中小企業者向け省エネ促進税制

法人事業税・個人事業税の減免

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税、個人事業税を減免しています。

【中小企業者向け省エネ促進税制の概要】

対象者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者 ・資本金1億円以下の法人等、個人事業者が該当します。
対象設備	次の要件を満たすもの ①特定地球温暖化対策事業所等以外の事業所において取得されたもの ・特定地球温暖化対策事業所等とは、3年連続消費エネルギー量 1,500kl 以上の事業所をいいます。 ②「省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備」（減価償却資産）で、環境局が導入推奨機器として指定したもの*（指定された導入推奨機器は、環境局のホームページで公表しています。） *空調設備（エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機） *照明設備（LED照明器具、LED誘導灯器具） *小型ボイラー設備（小型ボイラー類） *再生可能エネルギー設備（太陽光発電システム、太陽熱利用システム）
減免額	設備の取得価額（上限 2,000 万円）の2分の1を、取得事業年度の法人事業税額又は取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税額から減免 ただし、当期事業税額の2分の1が限度 ※減免しきれなかった額は、（法人）翌事業年度等、（個人）翌年度の事業税額から減免可
対象期間	（法人）令和3（2021）年3月30日までの間に終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 （個人）令和2（2020）年12月31日までの間に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用
減免手続	減免を受けるためには、事業税の納期限（申告書の提出期限の延長承認を受けている法人の場合は、その日）までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。 なお、申請期限を過ぎますと減免を受けることができませんのでご注意ください。

◆詳しくは主税局ホームページ内「〈東京版〉環境減税について」をご覧ください！

主税局 環境減税

検索

詳しい案内やQ&Aも掲載しています。

【お問い合わせ先】

- 中小企業者向け省エネ促進税制に関すること
 - ・所管都税事務所の法人事業税・個人事業税班
 - ・主税局課税部法人課税指導課（法人事業税班） 03-5388-2963
 - ・主税局課税部課税指導課（個人事業税班） 03-5388-2969
- 地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器に関すること
東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京） 03-5990-5091

大法人の電子申告が義務化されます

平成 30 年度税制改正により、大法人が提出する令和 2（2020）年 4 月 1 日以後に開始する事業年度の法人事業税・法人住民税の申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類は、電子情報処理組織を使用する方法（eLTAX）により提出しなければならないこととされました。その概要について、以下のとおりお知らせします。

■ 対象税目

法人事業税及び法人住民税

■ 対象法人

大法人とは、以下の（1）及び（2）に掲げる内国法人をいいます。

- （1） 事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人
- （2） 相互会社、投資法人及び特定目的会社

■ 適用開始事業年度

令和2(2020)年4月1日以後に開始する事業年度

■ 対象申告書等

確定申告書、中間（予定）申告書、仮決算の中間申告書、修正申告書及びこれらの申告書に添付すべきものとされている書類

- 大法人の電子申告義務化については、東京都主税局ホームページ (<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>)・eLTAX ホームページ (<http://www.eltax.jp/>) をご覧ください。
- 国税も同様に大法人の電子申告が義務化されます。詳細については、e-Tax ホームページ (<http://www.e-tax.nta.go.jp/>) をご覧ください。



東京2020大会期間中は、宿泊税の課税を停止します

東京都では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴い、令和2（2020）年7月1日から同年9月30日までの3か月の間に行われた宿泊に対する宿泊税を課税停止します。

【宿泊税の課税停止の概要】

課税停止する期間	令和2（2020）年7月1日から同年9月30日までの3か月間
対象者	都内の旅館・ホテルの全ての宿泊者

※大会期間

オリンピック：令和2（2020）年7月24日～同年8月9日

パラリンピック：令和2（2020）年8月25日～同年9月6日

(参考)

1 宿泊税とは

都内の旅館・ホテルに宿泊する方に課税される法定外目的税で、平成14年10月から実施されています。宿泊税の税収は、国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てられています。

2 宿泊税の仕組み

- 納める方は、都内の旅館・ホテルに宿泊する方
- 納める額は、宿泊数×税率

宿泊料金（1人1泊）	税率
10,000円以上 15,000円未満	100円
15,000円以上	200円

※宿泊料金が1人1泊10,000円未満の宿泊には課税されません。

※宿泊料金とは、食事料金などを含まない、いわゆる素泊まりの料金をいいます。

- 納める時期と方法

旅館・ホテルの経営者が宿泊者から税金を預かり、1か月分をまとめて翌月末日までに千代田都税事務所等へ申告して納めます。旅館・ホテルとは、旅館業法第3条第1項の営業許可を「旅館・ホテル営業」で受けたものをいいます。

【問合せ先】

- 千代田都税事務所事業税課個人事業税班（宿泊税担当） 電話 (03)3252-7144（直通）
- 東京都主税局課税部課税指導課個人事業税班（宿泊税担当） 電話 (03)5388-2956（直通）

インターネット公売（動産、自動車、不動産等）のお知らせ

インターネット公売は、動産、自動車はせり売り方式、不動産等は入札方式により行います。

公売参加申込期間	動産、自動車	不動産等
	令和元（2019）年5月24日（金）13時～令和元（2019）年6月11日（火）23時	
入札期間	令和元（2019）年6月17日（月）13時～ 令和元（2019）年6月19日（水）23時	令和元（2019）年6月17日（月）13時～ 令和元（2019）年6月24日（月）13時
公売物件	東京都主税局ホームページ内の＜公売情報＞からアクセスできるインターネット公売（動産、自動車、不動産等）をご覧ください。 ※公売物件は、公売参加申込開始日以降にご覧いただけます。 ☆動産、自動車については、下見会を実施する予定ですので、あわせてご覧ください。	
実施機関	主税局徴収部・各都税事務所	
お問い合わせ先	主税局徴収部機動整理課公売班（03-5388-2986）	

※公売物件は変更されることがあります。また、公売は中止になることがありますので、最新情報は下記ホームページをご覧ください。

主税局ホームページ＜公売情報＞ <http://www.tax.metro.tokyo.jp/kobai/>

東京都 公売

検索

※公売情報に関するメールマガジンを配信しています。是非ご登録ください。

＜メールマガジンのご案内＞ http://www.tax.metro.tokyo.jp/mail_magazine.html

主税局 メールマガ

検索

都税の納付には、安心・便利な口座振替をご利用ください。

<口座振替がご利用いただける都税>

・個人の事業税 ・固定資産税・都市計画税(土地・家屋)※ ・固定資産税(償却資産)※

※23区内に所在する資産が対象です。なお、随時課税分については口座振替のご利用はできません。

<申込方法>

次のいずれかの方法でお申し込みください。

- ① パソコンやスマートフォンから東京都主税局の専用Webサイト (http://www.tax.metro.tokyo.jp/common/web_kouzafurikae.html) にアクセス又は下記QRコードを読み取っていただき、画面に従って必要事項を入力してお申し込みください。
なお、原則個人名義の口座のみがご利用になれます。(法人口座及び事業用口座は、一部の金融機関を除きご利用になれません。) その他ご注意点を掲載しておりますので、詳細は専用Webサイトをご確認ください。



QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です

- ② 東京都主税局ホームページから「都税口座振替(自動払込)依頼書(ダウンロード専用依頼書)」をダウンロード・印刷し、必要事項をご記入のうえ、郵送にてお申し込みください。
- ③ 都の公金を取り扱う銀行等の金融機関及び郵便局の窓口で、都税口座振替依頼書(3枚複写式)に必要事項をご記入のうえ、お申し込みください。その際には、(1) 預(貯)金通帳、(2) 通帳届出印、(3) 納税通知書をご持参ください。(楽天銀行につきましては、銀行ホームページから申込手続きを行うことができます。)
- ④ 都税口座振替依頼書(ハガキ式)に必要事項をご記入のうえ、ポストに投函してください。ハガキ式依頼書が必要な場合は、下記お問合せ先までご連絡をお願いします。

<申込期限>

- 1 上記申込方法①の申込期限
口座振替を開始しようとする月の10日までにお申し込みください。
(納期限が月の第一開庁日にあたる場合は、前月の10日が申込期限となります。)
- 2 上記申込方法②～④の申込期限
口座振替を開始しようとする月の前月10日まで(土・日・休日にあたるときはその翌開庁日)にお申し込みください。(納期限が月の第一開庁日にあたる場合は、前々月の10日が申込期限となります。)

【お問合せ先】

主税局徴収部納税推進課

03-3252-0955

※住所の変更や課税の内容については、
所管の都税事務所へお問い合わせください。



都税の証明書等の郵送請求は「都税証明郵送受付センター」宛にお願いします

東京都では、郵送による都税の証明書等の発行業務を「都税証明郵送受付センター」で集中して行うこととなりました。都税の証明書等を郵送にてご申請される場合は、以下の宛先にお送りください。

郵送請求先

〒112-8787

東京都文京区春日1-16-21 都税証明郵送受付センター

都税証明郵送受付センターで取り扱う証明書等とその手数料

証明書等の種類	手数料額
23区内の固定資産（土地・家屋） 評価証明書・関係証明書・物件証明書	1件 400円 ※1 2件目以降1件100円 ※2
都税の納税証明書	1件1税目につき400円 ※3
自動車税納税証明書（継続検査等用）※4	無 料
23区内の土地・家屋課税台帳	区ごと、種類ごとに300円
23区内の土地・家屋名寄帳	区ごと、所有者ごとに300円

※1 土地1筆又は家屋1棟ごとに、それぞれ1件と数えます。

※2 1回の申請で同一種類の証明を2件以上申請された場合、2件目以降1件につき100円となります（ただし、同一の所有者で、かつ資産の所在が同じ区内のものを申請された場合に限り
ます。）。

※3 同一税目についての数年度分の証明は1件となります。固定資産税・都市計画税は、あわせて1税目と数えます。また、法人の事業税・地方法人特別税、法人の都民税は2税目と数えます。

※4 運輸支局等において電子的に納税確認が可能となったため、車検時に納税証明書の提示が省略できるようになっています（納付後最大10日程度かかります。）。

上記以外の証明・閲覧、公用照会（固定資産評価証明書交付依頼書による申請を含む。）などは、都税証明郵送受付センターではお取り扱いできませんので、所管の都税事務所・支所（納税証明書のみ取扱い）に申請をお願いします。

お届けまでに概ね1週間程度かかりますので、あらかじめご了承ください。

○詳しくは、主税局ホームページをご覧ください。

都税証明郵送

検索

